

令和7年度「点検・確認及び簡易な劣化判定手法オンライン講習会」 令和7年9月19日（金）～28日（日）開催における質問と回答

No.	講習テキスト 該当ページ	書籍 該当ページ	質問	回答
1	P12、P54	点検・確認ガイドライン P210～211	防火区画の明示についてですが、建物が古く防火区画等の正確な資料がない場合にはどうすればいいですか。	令和7年7月1日施行の告示改正に先立って行われたパブリックコメントでは、「確認申請副本を紛失している場合等、防火区画の根拠の無い建築物の防火区画明示は、どうすればよいか。」との問い合わせに対し、「設計図書等がない場合は、将来的にも必要になることがあるため、所有者等へ図面の作成を依頼してください。」と回答されていますので、これによって下さい。 しかしながら、図面の作成に応じていただけない場合も考えられるので、その際には、点検者が自らの責任で現地調査を行い、判明した箇所については、「設計図書等の資料がないため、点検者が現地調査した結果判明した」ことを明記の上、防火区画を明示し、判明しない場合には、「設計図書等の資料がないため、不明」と明記せざるを得ないと考えます。
2	P18	-	「調査、検査は点検を含む」の意味を教えてください。点検は調査、検査を含むなら理解できます（民間施設の調査検査を公共施設についての条項は点検一字で表していると思います）。	調査、検査の項目には、点検すべき項目が含まれている、との意味です。ご質問のように、わかりにくい表現ですので、今後の講習会においては記載を検討します。
3	P30	点検・確認ガイドライン P36	「国の機関の建築物では不適切な改変行為等による法適合状況については当然・・・」の説明について、「不適切な改変行為等による法適合状況」が「支障がない状態が維持」されているという矛盾がある文章ではないかと思います。	講習会テキストの記載が不十分でした。 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」令和7年版P36には、次のように記載しています。 「官公法告示では建基法告示にある法不適合状況に関する項目が除外されているなど、必ずしも項目が一致しない。これは図1-2-1に示すように官公法告示では小規模の事務所を対象としていることと、国の機関の建築物では当然に安全上、防火上又は衛生上の支障がない状態が維持されていることが前提と考えられるためである。」 従って、テキストの方は、下記の下線部を修正・追記したものが正しい表現です。 「官公法告示では不適切な改変行為等による法不適合状況が除外されていることについては当然に安全上、防火上又は衛生上の支障がない状態が維持されていることが前提。」
4	P97	劣化判定ハンドブック 第Ⅲ編 P43～44	非常用照明などは防火設備？建築設備ではないでしょうか。定義があいまいな気がします。	ご指摘の通り、講習会テキストP97にある非常用照明等は建築基準法上の防火設備には該当しません。誘導灯、自動火災報知設備、消火栓もこのページにありますので、今後の講習会においては記載を検討します。
5	P91	劣化判定ハンドブック 第Ⅱ編 P106	丸カンの交換を推奨していますが、軸体埋め込みの場合、容易にできないと思われます。	ご意見のように、丸環の取替（交換）は容易ではありませんので、確実なアンカーを取るなど、しっかりした設計・施工を行う必要がありますので、中長期計画に位置づけています。